

愛知県人権施策推進審議会の傍聴に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、愛知県人権施策推進審議会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴の手続)

第2条 傍聴を希望する者は、会議傍聴申込書（様式1）により、事前に事務局（愛知県民文化局人権推進課）へ申し込むものとする。

(傍聴人の定員)

第3条 会議における傍聴人の定員は、原則として10人とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、傍聴申込書の提出者のうちから、抽選により定員までの傍聴人を決定する。

(傍聴証等の交付)

第4条 傍聴人には、傍聴証（様式2）、傍聴人心得（別紙）及び会議資料又はその概要を交付する。

2 傍聴人は、傍聴証を携帯して、会議開会予定時刻までに入室し、傍聴人心得を遵守するものとする。

(傍聴席に入ることができない者)

第5条 次のいずれかに該当する者は、会場に入ることができない。

- (1) 凶器その他危険物と認められるものを携帯している者
- (2) 旗、ビラ、プラカード等の類を所持している者
- (3) 酒気を帯びていると認められる者
- (4) 児童及び乳幼児。ただし、引率者があって会長が許可した場合は、この限りでない。
- (5) ラジオ、拡声器、笛の類を携帯している者
- (6) 写真機、録音機、双眼鏡の類を携帯している者。ただし、会長が許可した場合は、この限りでない。
- (7) その他会議を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると明らかに認められる者。

(傍聴人の守るべき事項)

第6条 傍聴人は、傍聴席においては、次の事項を守らなければならない。

- (1) みだりに席を離れないこと。
- (2) 帽子、外とうの類を着用しないこと。ただし、病気その他正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (3) 携帯電話、タブレット等の通信機器については、使用できないように電源を切ること。
- (4) 飲食し、又は喫煙しないこと。
- (5) 会場における言論に対し批評を加え、又は可否を表明しないこと。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げる等の示威的行為をしないこと。
- (7) 私語し、談論し、拍手し、その他騒ぎ立てないこと。
- (8) その他会議を妨害するような行為をしないこと。

(写真、動画等の撮影及び録音の禁止)

第7条 傍聴人は、傍聴席においては、写真、動画等を撮影し、又は録音してはならない。ただし、特に会長が許可した場合は、この限りでない。

(会長の指示)

第8条 会長は、この要領に定めるもののほか、会場の秩序を維持するため必要な指示を行うことができるものとし、傍聴人がこの要領又は会長の指示に従わないときは、当該傍聴者の退場を命ずることができるものとする。

(専門部会への準用)

第9条 この要領は、専門部会の傍聴について、準用する。この場合において、「会長」は「部会長」と読み替えるものとする。

附 則

この要領は、令和4年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年5月10日から施行する。

(様式1)

会 議 傍 聴 申 込 書

年 月 日

傍聴者氏名			
所在地 又は住所	〒		
電話番号		F A X 番号	
電子メールアドレス			
傍聴証の 送付方法 (いずれかに○)	電子メール F A X 郵 送 ※可能な限り、電子メール又はF A Xによる送付に御協力ください。		

(様式2)

愛知県人権施策推進審議会傍聴証

年 月 日限

傍聴人氏名_____

傍 聴 人 心 得

会議の傍聴をされる方は、次の事項を守ってください。

- 1 傍聴証を携帯してください。
なお、傍聴を終えた時は、事務局へ傍聴証をお返してください。
- 2 開会前に会場に入室して、傍聴席に着席してください。
- 3 帽子、外とうなどは着用しないで入室してください。(病気その他正当な理由がある場合を除く。)
- 4 携帯電話、タブレット等の通信機器については、電源を切って入室してください。
- 5 飲食や喫煙をしないようにしてください。
- 6 会議における言論に対して、批評を加え又は可否を表明しないようにしてください。
- 7 鉢巻き、腕章、たすき、ゼッケンなどを着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕を掲げるなどの示威的行為はしないようにしてください。
- 8 私語、談論、拍手、その他騒ぎ立てるなど、会議を妨げるような行為をしないようにしてください。

これらの事項を守らない場合、又は会長の指示に従わない場合には、退場を命じられることがあります。